

公募要領

令和5年度通訳業務

環 境 省

令和5年度通訳業務に係る公募要領

1 総則

令和5年度通訳業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度通訳業務

(2) 業務内容等

業務の内容は、別添「令和5年度通訳業務仕様書」のとおりとする。

(3) 業務実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
 - ④ 要機密情報及び個人情報等の取扱に関し、社内に秘密保持体制が整っていること。
 - ⑤ 別紙で示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
 - ⑥ 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「業務の提供等」の「翻訳・通訳・速記」において、申込書類の提出期限までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付けされている者であること。
- (2) 以下の全ての条件を満たし、かつ②の（ア）～（ウ）の全てを満たした通訳者を2名以上手配することが可能であること。

① 手法及び体制

- (ア) 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名及び複数名の高品質な通訳者を提供するための手法を有していること。
- (イ) 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること。

② 通訳実務

- (ア) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績が2018年以降にあること。

- (イ) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績が2018年以降にあること。
- (ウ) ②（ア）及び（イ）の実績が合計3件以上あること。

4 公募に関する質問の提出先及び回答

この公募要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館24階）
環境省大臣官房会計課契約第一係
TEL：03-3581-3351 内線6049

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール（KEIYAKU@env.go.jp）により提出すること。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和5年3月3日（金）16時00分まで
（持参の場合は12時～13時を除く）

(4) 回答方法

令和5年3月6日（月）までに環境省ホームページの「申請・手続き」
>「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募以外の公募（役務）」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

5 申込書類の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

① 令和5年度通訳業務に係る申込書（別添1）

下記内容を盛り込んだ書類を作成すること。

〈手法及び体制〉

(ア) 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1名及び複数名の高品質な通訳者を提供するための手法

(イ) 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

② 令和5年度通訳業務 通訳者リスト（別添2）

【英語】に係る以下の実績を記載した通訳者リスト

(ア) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績（2018年以降）

(イ) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳の実績（2018年以降）

③ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料

④ 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和5年3月13日(月)16時00分

② 申込書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4(1)に同じ。

(3) 書面による提出の場合

① 提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

② 提出部数

申込書 6部(正1部・副5部)

通訳者リスト 6部(正1部・副5部)

提出者の概要(会社概要等) 1部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

③ 提出場所

4(1)に同じ。

(4) 電子による提出の場合

① 提出方法

電子ファイル(PDF形式)により、電子メール*1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送*2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

*1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)

*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

② 提出場所

電子メールの場合: KEIYAKU@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合: 4(1)に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

① 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで(12時~13時を除く)とする。

② 郵送する場合は、封筒に「令和5年度通訳業務に係る申込書類在中」と朱書きすること。

③ 提出期限までに到達しなかった申込書類は、無効とする。

④ 提出された申込書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。

⑤ 提出された申込書類は、返却しない。

⑥ 提出された申込書類は、提出者に無断で、申込書類の審査以外の目的には使用しない。公募の結果、契約相手になった者が提出した申込書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

⑦ 虚偽の記載をした申込書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした

者に対して指名停止を行うことがある。

- ⑧ 申込書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ⑨ 1者当たり1件の申込みを限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- ⑩ 参加資格を満たさない者が提出した申込書等は、無効とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る申込書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 審査の実施

- (1) 審査は、申込書類の提出のあった者に対して、「令和5年度通訳業務の申込書審査について」（別添3）に基づき行う。
- (2) 提出期限までに提出された申込書類については、環境省において応募要件を満たすかどうかについて審査を行うこととし、審査結果は後日通知する。
- (3) 審査に当たっては、記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、申込書類提出後、審査結果を通知するまでは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないこととなるため、当該要件を満たさないと判定することがある。
- (4) 審査基準をすべて満たしていた場合にのみ、見積書（1日及び半日の通訳料）の提出を求め、かつ、環境省作成の予定価格の範囲内の経費を提出した全ての者を契約候補者とする。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4（1）に同じ。
- (3) 全ての契約候補者と契約を締結する。ただし、契約締結日は本業務に係る令和4年度予算が成立した日以降とする。
- (4) 発注に当たっては、単価が最も安価な事業者から優先的に発注が行われることに留意すること。

質問書

業 務 名	令和5年度通訳業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-mail：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申込書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添 1

令和 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和 5 年度通訳業務に係る申込書

令和 5 年度通訳業務に係る申込書について、以下のとおり提出します。
なお、申込書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 手法及び体制
 - ① 緊急の交渉が発生した場合、速やかに、1 名及び複数名の高品質な通訳者を提供するための手法
 - ② 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制
- 2 令和 5 年度通訳業務 通訳者リスト
 - 【英語】に係る以下の実績を記載した通訳者リスト
 - (ア) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績（2018 年以降）
 - (イ) 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳実績（2018 年以降）
- 3 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料
(注) 内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記載すること。
- 4 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し

(担当者等連絡先)

部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
電 話 :
e-mail :

別添2

令和5年度通訳業務 通訳者リスト

会社名： _____

通訳者名： _____ (海外在住者の場合は在住国名： _____)

会議開催時期 ／場所	会議名	同時通訳・ 逐次通訳の別	通訳対象者役職及び氏名	備考

(注1) 本紙は通訳者別に1葉作成すること

(注2) 通訳者名については個人が特定できない名称(例：通訳者A)とすることもできる

(注3) 会議名については正式名称を記載すること

(注4) 環境問題との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に環境問題との関連性を記入すること

(注5) 必要に応じ行を追加して差し支えない

令和5年度通訳業務 通訳者リスト（記入例）

会社名：株式会社●●通訳社

通訳者名：通訳者〇〇（海外在住者の場合は在住国名：ロンドン・イギリス）

会議開催時期 ／場所	会議名	同時通訳・ 逐次通訳の別	通訳対象者役職及び氏名	備考
2018年1月 ／ケニア・ナイロビ	UNEP第●回管理理事会	同時通訳 逐次通訳	環境大臣 環境太郎	会議期間中の二国 間会談では逐次通 訳も実施。
2019年5月 ／フランス・メッス	G7環境大臣会合	同時通訳 逐次通訳	環境大臣 環境太郎 他	レセプションでは 逐次通訳も実施
2021年4月 ／日本・東京	●●国環境大臣と日本国環境大臣との二 国間会談	逐次通訳	環境大臣 環境太郎	
2022年10月 ／日本・東京	G E A（地球環境行動会議）国際会議	同時通訳 逐次通訳	環境大臣 環境太郎	レセプションでは 逐次通訳も実施
2022年11月 ／エジプト・シャルム ・エル・シェイク	国連気候変動枠組条約第27締約国会議（C OP27）、京都議定書第17回締約国会合（CM P17）、パリ協定第4回締約国会合（CMA 4）	同時通訳 逐次通訳	環境大臣 環境太郎	会議期間中の二国 間会談では逐次通 訳も実施。

（注1）本紙は通訳者別に1葉作成すること

（注2）通訳者名については個人が特定できない名称（例：通訳者A）とすることもできる

（注3）会議名については正式名称を記載すること

（注4）環境問題との関連性が推測できない会議名の場合は備考欄に環境問題との関連性を記入すること

（注5）必要に応じ行を追加して差し支えない

令和5年度通訳業務の申込書審査について

1 審査委員会

提出された申込書の内容について審査を行う。

- (1) 場所：環境省内
- (2) 構成：審査委員長 地球環境局国際連携課長
副審査委員長 地球環境局国際連携課 課長補佐
地球環境局国際連携課 課長補佐

2 申込書の審査

(1) 以下の項目及び審査の観点を踏まえ、申込書ごとに各委員が審査するものとする。

① 手法及び体制

ア 緊急な交渉が発生した場合、速やかに、1名及び複数名の高品質な通訳者を提供するための手法

- 可（合理的であると判断できる）
- 不可

イ 要機密情報及び個人情報の取り扱いに関する社内秘密保持体制

- 可（社内秘密保持体制は十分信頼できる）
- 不可

② 実績に対する審査

※リストに掲載がある各人毎に審査を行うこととする。

ア 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の逐次通訳実績が2018年以降にあること

- 可（実績を有する者が2名以上いる場合）
- 不可（実績を有する者が2名以上いない場合）

イ 環境問題（気候変動枠組条約締約国会議、UNEP、G7 等）に係る閣僚級の国際会議又は二国間協議に係る英語の同時通訳の実績が2018年以降にあること

可（実績を有する者が2名以上いる場合）

不可（実績を有する者が2名以上いない場合）

ウ ア及びイの実績の合計

可（ア及びイの両方の実績を有し、その合計が3件以上を有する者が2名以上いる場合）

不可（ア及びイの両方の実績を有し、その合計が3件以上を有する者が2名以上いない場合）

1項目でも不可がある場合は、契約候補者としない。

2 申込書の結果報告

審査委員会で決定した審査結果を「申込書等審査結果報告書」により環境省大臣官房会計課長へ報告する。